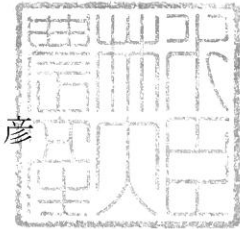


23消安第737号
平成23年5月9日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第3号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき定められた普通肥料の公定規格について、次の改正を行うこと。

- 1 「窒素質肥料」、「りん酸質肥料」、「加里質肥料」、「有機質肥料」、「複合肥料」、「石灰質肥料」、「けい酸質肥料（シリカゲル肥料に限る。）」、「苦土肥料」、「マンガン質肥料」、「ほう素質肥料」又は「微量要素複合肥料」に、特殊肥料に指定されている「動物の排せつ物（牛又は豚の排せつ物を加熱乾燥したものに限る。）」又は「たい肥（動物の排せつ物又は食品循環資源を主原料としたものに限る。）」を配合し、造粒又は成形をしたものの公定規格の設定
- 2 「混合有機質肥料」の原料として、特殊肥料に指定されている「動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）」を追加する公定規格の変更
- 3 「混合汚泥複合肥料」の原料として使用されている「汚泥発酵肥料（し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したものをたい積又は攪拌し、腐熟させたものに限る。）」の使用限量を乾物として20%から40%に引き上げる公定規格の変更

